

島田市立伊太小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為であり、どの子にも、どこでも起こりうることであるという意識を全ての教職員、保護者、地域で共通理解する。
- 全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための考え得る限りの手立てをとる。
- 自己と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うような人間関係をつくり上げていく。

【保護者・地域との連携】

- 子どもの様子に目を配り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合、すぐに学校に連絡をしてもらおうよう周知する。
- 保護者と情報を共有する。
- いじめ防止基本方針をホームページで公表する。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導に関する研修を職員会議等で定期的実施する。
- スクールカウンセラーを活用した校内いじめ防止研修や情報モラルに関する研修等を実施する。
- 教職員のいじめ防止に対する意識や取組を学校評価で点検する。

【関係機関等との連携】

- 警察や児童相談所等の関係機関と日頃から連絡を密にしておく。
- 医療機関等の専門機関と連携した教育相談を必要に応じて実施する。
- 人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口を子どもや保護者に知らせる。

いじめ対策委員会

- ・校長 ・教頭 ・教務 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・担任
- ※必要に応じて・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

全教職員

【未然防止】

- 教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる。
- 子どもを理解し、子どもの思いを受けとめ、その子のよさや可能性を認める。
- 学級活動や児童会活動で、子どもが主体的にいじめについて考える機会を設ける。
- ソーシャルスキルトレーニングを積極的に行う。

【早期発見】

- 日頃から子どもに寄り添い、子どものわずかな変化を見逃さない。
- 教職員相互の情報交換を密にする。
- 生徒指導アンケートを定期的実施し、いじめの発見に努める。
- 子どもや保護者、地域住民からの訴えがあった場合には、親身になって対応し、速やかにいじめの有無を確認する。
- 教育相談日を定期的に設定し、保護者からの訴えに対応できる体制を整える。

【早期対応】

- いじめを受けた子やいじめについて報告した子どもの立場を守り、彼らが安心して教育を受けられるようにする。
- いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われる時には、早急に事実確認を行う。この時、教頭・教務・生徒指導主任を中心に複数の職員で対応する。
- いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会を中心に対応を協議し、いじめをやめさせ、再発防止に向けて積極的に取り組む。

【継続支援・重大事態への対応】

- いじめが犯罪行為として認められたり、子どもの生命等に被害が生じるおそれがあったりする場合には、直ちに警察に通報し、援助を求める。
- 重大事態が発生した場合には、いじめ対策委員会を立ち上げ、客観的な事実関係を明確にするために調査を行い、情報を発信する。
- 情報発信、報道対応については、個人情報保護への配慮の上で正確に行う。